

平成28年度随意契約情報(使用料・賃借料)商工労働部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	計量検定所	計量検定所	総務課	一般財団法人 日本品質保証機構 関西試験センター	環境計量機器検査設備借上げに伴う賃貸借契約	20160613	20170331	5,488,560	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	その他公共的団体(特殊の設備を有する)と直接契約を締結するため
2	中小支援	ものづくり	製造業振興グループ	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	クリエイション・コア東大阪の賃借料にかかる経費	20160401	20170331	4,323,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(建物の賃借)が特定の者(現在賃借している建物の管理運営者)でなければ実施することができないものであるため。
3	中小支援	ものづくり	販路開拓支援グループ	リードエグジビションジャパン株式会社	第20回機械要素技術展における大阪府ブース設置経費	20160622	20160624	4,237,920	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(展示会のブース設置)が特定の者(展示会の主催者)でなければ実施することができないものであるため
4	雇用推進	労政	労政・労働福祉グループ	日本万国博覧会記念公園事務所	普通財産(旧オオサカサンパレス)土地使用承認に伴う経費	20160401	20170331	96,622,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特定の者(土地所有者)としか契約できないため
5	雇用推進	労政	労政・労働福祉グループ	一般財団法人 大阪労働協会	労働センター南館(5, 7, 10階)賃貸借契約の締結及び経費	20160401	20170331	44,429,328	地方自治法第234条の3	建物所有者との間で締結した建物賃貸借契約によるものであるため
6	雇用推進	労政	労政・労働福祉グループ	一般財団法人 大阪労働協会	労働センター南館・総合労働事務所の建物賃貸借、共益費等にかかる契約	20160401	20170331	30,751,212	地方自治法第234条の3	建物所有者との間で締結した建物賃貸借契約によるものであるため
7	成長産業	新エネ	調整グループ	株式会社 大阪国際会議場	「蓄電池、水素・燃料電池国際カンファレンスin大阪」会場使用料等	20160905	20160908	3,546,296	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務(蓄電池、水素・燃料電池国際カンファレンスin大阪)が特定の者(同時通訳ブース・設備や、大型出展物の展示が可能なスペース等を有する施設)でなければ実施できないため。
商工労働部(使用料・賃借料)					H28. 4～5月	6 件	185,852,220 円			
					H28. 8～9月	1 件	3,546,296 円			
					合計	7 件	189,398,516 円			